

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第十九号

昭和二十五年十二月鳥取縣規則第八十七号鳥取縣建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十六年四月十九日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣建築基準法施行細則中改正規則

第十六條の次に次の六條を加える。

(公開聽聞)

第十七條 法第九條第四項(第十條第二項又は第四十五條第二項において準用する場合を含む。)第四十六條若しくは第五十四條の規定による公開聽聞(以下「聽聞会」という。)は知事又は知事の指名したものが議

昭和二十六年四月十九日
外 木曜日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

長となつて行ふ。

2 聽聞会の聽聞は口頭により行ふ。

(聽聞会開催の公告)

第十八條 聽聞会開催の公告は鳥取縣庁揭示場その他必要な場所に揭示するものとする。

(代理人及び参考人)

第十九條 被聽聞者が聽聞会に代理人を出席させるときは委任狀を添えあらかじめ知事に届け出なければならぬ。

2 議長は必要があると認めるときは聽聞会に参考人の出席を求めることができる。

(聽聞の機会放棄)

第二十條 被聽聞者又はその代理人が正当な理由がなく聽聞会に出席しないときは聽聞の機会を放棄したもの

とみなす。

(場内秩序保持)

第二十一條 傍聽人は聽聞会において發言することができない。但し議長の許可を得た場合はこの限りでない。

2 議長は、聽聞会の秩序をみだすおそれがあると認めたときは傍聽人に退場を命じ又は入場を制限することができる。

(記録)

第二十二條 議長は書記を指名し聽聞の次第、内容の要

點等を記録させなければならない。

附則

この規則は公布の日から施行する。

昭和二十六年四月十九日印刷
昭和二十六年四月十九日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

印

行 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町